

第四期特定健康診査等実施計画

大阪装粧健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 22 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	特定健診の受診率は、被保険者・被扶養者ともに、年々上昇しているが、被扶養者の5割以上が特定健診を受けていない。	➡	被扶養者の健康課題の把握と対策のために、まずは健診の受診率向上が優先。受診者が受けやすくなるような健診の仕組みや環境整備を引き続き実施する。
No.2	男性の被保険者にかかる医療費は、生活習慣病に関係する疾患が占める割合が高い。	➡	特定保健指導の実施率向上のために、引き続き事業所と協力してすすめていく。受診が必要な対象者には事業所と協働で受診勧奨を行う。
No.3	女性の被保険者にかかる医療費は、がんの占める割合が高い。	➡	がん検診の受診率向上に向け、事業所・加入者への受診勧奨と受診しやすい環境整備の構築に向け取り組みを実施する。
No.4	特定健診の結果で、要医療状態であるにも関わらず、受診・治療をしていない人が一定の数で存在する。	➡	対象者全員に対して、医師・保健師による保健指導と受診勧奨、または事業主からの受診勧奨ができるように、チェック体制とシステムを構築する必要がある。
No.5	後発医薬品の使用割合は全組合の平均よりもやや低い。	➡	これまでも実施してきたように、広報誌やホームページで使用促進や、ジェネリック希望のシールの配布を継続して、より理解を広める。

基本的な考え方（任意）	
特定健康診査等の基本的な考え方 日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しており、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症等は生活習慣の改善により予防可能であるとの考え方を基本としている。 メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。 特定保健指導の基本的な考え方 特定保健指導は、特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方に対して行う支援プログラムで、対象者が自らの生活習慣を自覚し、生活習慣の改善に取り組むことで、健康的な生活を維持できるよう支援することにある。	

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	特定健診（被保険者）	対応する健康課題番号	No.2
-------	------------	------------	------

↓

事業の概要 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>事業主と連携して、被保険者には確実に事業主健診を受けさせ、その結果を提供してもらう。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>提携医療機関からは直接健保組合に結果を提供してもらえらるよう、受診者・健保・健診機関の3者で同意契約を交わす。 契約機関以外の健診機関で受診した際には、健診結果を提供してもらい、費用の一部を補助する。</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者	方法	事業主と連携して、被保険者には確実に事業主健診を受けさせ、その結果を提供してもらう。	体制	提携医療機関からは直接健保組合に結果を提供してもらえらるよう、受診者・健保・健診機関の3者で同意契約を交わす。 契約機関以外の健診機関で受診した際には、健診結果を提供してもらい、費用の一部を補助する。	事業目標 <table border="1"> <tr> <th colspan="8">特定健診の受診率向上</th></tr> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th><th>R11年度</th></tr> <tr> <td>健診受診率</td><td></td><td>91.4 %</td><td>91.4 %</td><td>91.4 %</td><td>91.7 %</td><td>91.9 %</td><td>92.0 %</td></tr> <tr> <td>生活習慣リスク保有者率</td><td></td><td>11.9 %</td><td>11.9 %</td><td>11.9 %</td><td>11.9 %</td><td>11.9 %</td><td>11.9 %</td></tr> <tr> <td>内臓脂肪症候群該当者割合</td><td></td><td>11.8 %</td><td>11.8 %</td><td>11.8 %</td><td>11.8 %</td><td>11.8 %</td><td>11.8 %</td></tr> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th><th>R11年度</th></tr> <tr> <td>健診の案内と未受診者への受診勧奨</td><td></td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>特定健診実施率</td><td></td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td></tr> </table>								特定健診の受診率向上								アウトカム指標		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	健診受診率		91.4 %	91.4 %	91.4 %	91.7 %	91.9 %	92.0 %	生活習慣リスク保有者率		11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %	内臓脂肪症候群該当者割合		11.8 %	11.8 %	11.8 %	11.8 %	11.8 %	11.8 %	アウトプット指標		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	健診の案内と未受診者への受診勧奨		1回	1回	1回	1回	1回	1回	特定健診実施率		100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者																																																																														
方法	事業主と連携して、被保険者には確実に事業主健診を受けさせ、その結果を提供してもらう。																																																																														
体制	提携医療機関からは直接健保組合に結果を提供してもらえらるよう、受診者・健保・健診機関の3者で同意契約を交わす。 契約機関以外の健診機関で受診した際には、健診結果を提供してもらい、費用の一部を補助する。																																																																														
特定健診の受診率向上																																																																															
アウトカム指標		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																																																																								
健診受診率		91.4 %	91.4 %	91.4 %	91.7 %	91.9 %	92.0 %																																																																								
生活習慣リスク保有者率		11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %																																																																								
内臓脂肪症候群該当者割合		11.8 %	11.8 %	11.8 %	11.8 %	11.8 %	11.8 %																																																																								
アウトプット指標		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																																																																								
健診の案内と未受診者への受診勧奨		1回	1回	1回	1回	1回	1回																																																																								
特定健診実施率		100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %																																																																								

実施計画		
R6年度	R7年度	R8年度
健診事業の案内(ホームページや機関誌等) 事業所の定期健康診断を集合健診により共同事業として実施	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	未受診の加入者に対して、その理由を調査し、次の対策に役立てる。 パート先等で受けた健診結果を提供してくれた場合には常備薬などの商品を贈る。
体制	被扶養者にとって魅力的な健診となるように選択肢を多く用意する。 健保連集合契約も利用し、全国の被扶養者が受診できる体制を用意する。

事業目標

特定健診の受診率向上							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	健診受診率	43.9 %	43.9 %	43.8 %	43.7 %	43.6 %	43.0 %
	生活習慣リスク保有者率	3.5 %	3.5 %	3.5 %	3.5 %	3.5 %	3.5 %
	内臓脂肪症候群該当者割合	3.7 %	3.7 %	3.7 %	3.7 %	3.7 %	3.7 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	①②の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	特定健診実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
健診事業の案内(ホームページや機関誌等)し6月に特定健診の受診券を直接送付している。また、パート先において健診受診の場合には、健診データの送付を依頼している。	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

3 事業名 特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.4 , No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	集合健診会場で、該当者には初回面談の分割実施を健診当日に行う 自組合の保健師による実施が困難な対象者に対しては集合契約の利用券を発行して送付する
体制	一部契約の人間ドック実施機関では、健診当日に初回面談を実施する契約を結ぶ。 居住地や対象者数に応じて、必要な場合は外部委託による実施も検討する。 事業主に理解・協力をいただいて、就業時間内の特定保健指導を実施する。

事業目標

特定保健指導実施率の向上と、メタボリックシンドローム該当者の減少。それによる生活習慣病の重症化を予防する。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	実施率	29.2 %	29.3 %	29.5 %	29.6 %	29.7 %	30.0 %
	特定保健指導対象者割合	13.0 %	13.0 %	13.0 %	13.0 %	13.0 %	13.0 %
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	27.0 %	27.0 %	27.0 %	27.0 %	27.0 %	27.0 %
	腹囲2cm・体重2kg減を達成した者の割合	20.0 %	20.0 %	20.0 %	20.0 %	20.0 %	20.0 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	対象者への案内	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	特定保健指導実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
第4期特定健康診査実施計画書に基づき実施・被保険者は、事業所との協働事業とした集合健診会場で組合保健師により実施。また、セット券やドック健診先においても随時実施・被扶養者は、被保険者同様に実施。	継続	継続
R9年度	R10年度	R11年度
継続	継続	継続

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	3,660 / 4,407 = 83.0 %	3,663 / 4,392 = 83.4 %	3,675 / 4,380 = 83.9 %	3,685 / 4,370 = 84.3 %	3,701 / 4,367 = 84.7 %	3,714 / 4,367 = 85.0 %
		被保険者	3,320 / 3,633 = 91.4 %	3,338 / 3,652 = 91.4 %	3,365 / 3,673 = 91.6 %	3,390 / 3,695 = 91.7 %	3,420 / 3,722 = 91.9 %	3,448 / 3,749 = 92.0 %
		被扶養者 ※3	340 / 774 = 43.9 %	325 / 740 = 43.9 %	310 / 707 = 43.8 %	295 / 675 = 43.7 %	281 / 645 = 43.6 %	266 / 618 = 43.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	188 / 643 = 29.2 %	189 / 644 = 29.3 %	191 / 647 = 29.5 %	192 / 649 = 29.6 %	194 / 653 = 29.7 %	197 / 656 = 30.0 %
		動機付け支援	98 / 290 = 33.8 %	98 / 290 = 33.8 %	99 / 291 = 34.0 %	99 / 292 = 33.9 %	100 / 294 = 34.0 %	102 / 295 = 34.6 %
		積極的支援	188 / 643 = 29.2 %	189 / 644 = 29.3 %	191 / 647 = 29.5 %	192 / 649 = 29.6 %	194 / 653 = 29.7 %	197 / 656 = 30.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意） 1. 特定健康診査（以下、特定健診という）の実施に係る目標 令和11年度における特定健診の実施率を、85.0%とする 2. 特定保健指導の実施に係る目標 令和11年度における特定保健指導の実施率30.0%とする。
特定健康診査等の実施方法 ア特定健診 被保険者は、原則、事業主を通じて当健康保険組合が外部委託している集合健診及び巡回健診に受診日時を登録したうえで受診し、被扶養者は、当健康保険組合発行の受診券を被保険者証とともに提出して受診する。 イ特定保健指導 被保険者は、当健康保険組合の健康相談室及び事業所への訪問指導又は契約指導機関の指導を受ける。 被扶養者は、当健康保険組合の保健師や契約指導機関での指導又は健保連集合A・B契約の健診機関で受ける。 当該被保険者・被扶養者は、委託契約健診業者以外での特定健診は健診機関等に受診券を被保険者証とともに提出して受診し、特定保健指導は利用券を被保険者証とともに提出して受ける。 被扶養者の特定健診の自己負担は1,000円とする。ただし、定められている実施項目以外を受診した場合、その費用は全額自己負担とする。 被保険者・被扶養者の特定保健指導の費用は、当健康保険組合が負担する。 ※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意
個人情報の保護 当健康保険組合は、大阪装粧健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。 当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合健康管理センター職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。
特定健康診査等実施計画の公表・周知 本計画は、当健康保険組合の機関紙等に掲載するとともに、事業所の健康管理担当者あてに開催する健康管理委員会等の場を活用し、周知をはかる。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等） 当健康保険組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。